パブリックコメント回答一覧

資料1-2

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
1	基本計画	1-1学校教育と幼児教育 (P80)	お世話になっております。 目標１　質の高い深い学びで次代の担い手と文化を育むまち」 その内容として「04　幼児教育の推進」とされているが、具体策として、■幼児期の主体的な遊びや体験などを充実し（中略）豊かな感性、思考力や表現力などを育みますとあるが、遊びや体験はもちろん大切であるが、それだけでは不十分であると考えます。 AIの次代には、AIには出来ないことが要求されます。豊かな感性、思考力、表現力、そして発想力はどうしたら育てることができるのでしょうか。 脳生理学者や教育課等は、絵本に親しむ大切さ、そこから発展する広く深い読書体験こそが不可欠であると熱心に語ります。 現在健康福祉センターを改修し、社協事務室他の移転先として図書室の絵本の部屋、書庫を無くすと伺っています。私は人口20万人を超える他市に20年間住んでおりましたが、人気本は10～20冊同一のものを図書館が購入していても、予約が取れるのは半年後でした。幼児向けの部屋もごったがえし、落ち着かない所でした。人口が少ない松田は、希望の図書が少し待てば読め、古い本も書庫のおかげで入手できます。20万都市に優った読書環境です。 サウナは流行っていますが、民間でできます。実に大切であるけれどもすぐに結果は出ない図書館事業こそ、公でやるべきことではないでしょうか。 ぜひ再考をお願い申し上げます。	B	図書館に関する取組みについては、施策1-3生涯学習において「読書活動の推進と図書室の充実」として記載しております。 年代に関わらず、読書活動を推進していくために、引き続き蔵書の充実だけでなく、読み聞かせなど読書に親しむ機会づくりを推進します。 なお、ご意見のなかにありました、健康福祉センターの改修に伴う絵本コーナーや書庫の廃止については、現状を維持するため蔵書の開架と閉架のバランスを考慮し整理、検討を行います。
2	総論	松田町を取り巻く現状 (P16,18~20)	・人口推移のグラフにおいて、2025年以降の推計値の部分は、実線はやめて破線にして区別できるようにすべきと考える。 ・人口推移に関しては、外国人の実数、割合（できれば国別も）のデータの記載も望ましく、出生数の減少とどう関連づけていくか考察が欲しい。 (P18~20)	A	ご意見を踏まえ、将来人口の推計値であることがより分かりやすくなるよう、人口推移のグラフにおける実績値と推計値の表現方法を修正します。また、外国人の推移については、松田町人口ビジョンに掲載しております。
3	基本計画	成果指標	成果指標として基準値と目標値を各テーマごとに設けたことは大いに評価するが、現在と未来の数値だけじゃなくて、例えば５年前の2020年など過去の数値も併記してより目標の大きさをわかりやすくすべきと考える。 ・P182　自治会加入率の目標値が増減０というのは、現状維持を目指しこれ以上減らさないように努力するということだと推測するが、ふるさと納税の目標値も増減０というのは松田ブランド品に力を入れている割には目標が低すぎると思う。	C	成果指標は施策の達成状況を評価するための代表的な指標と位置付け、原則として令和7（2025）年度の実績値を現状値、令和12（2030）年度の目標を目標値としています。成果指標の考え方は、別に整理しようと考えております。 自治会加入率については、お見込みのとおりとなります。一方、ふるさと納税を取り巻く環境は競争が厳しく、制度の運用基準も随時、見直されていることから、寄附額を継続的に増加させることは容易ではないと認識しており、目標値は制度改正や市場環境の変化を踏まえ、安定的な寄附の確保を図る観点から堅実に設定しておりますが、これを上限とするものではありません。松田ブランド品をはじめとする返礼品の充実や情報発信等に取り組み、目標値を上回る寄附額の確保を目指します。
4	基本計画	1-3生涯学習 2-3地域福祉 2-4高齢者福祉 2-5障がい福祉	「町、町民、各種団体等が互いに連携し、多様な学習ニーズに対応するため、学習機会や学習情報の提供の充実に取り組みます。地域福祉の拠点を増やし、地域福祉の向上を図ります。共生社会の実現に向けた相談体制や多様な福祉サービスの充実により、地域での助け合いが生まれることで、障がいのある方も社会の一員として自分らしく自立した生活を送れるまち」 ●「地域福祉の拠点を増やし、地域福祉の向上を図ります」とありますが、町が進めようとしている健康福祉センターの改修事業は結果として社会福祉協議会の拠点を縮小することになるのではないかと懸念しています。社会福祉協議会や障がい者施設を生涯学習センターに移す案があると聞いていますが、今ある生涯学習センターの施設では限りがあり、福祉の面でも施策に掲げた内容を実現することは難しいと考えます。 つきましては、次の点を計画に反映してください。 ・健康福祉センターを含め、町の福祉拠点を確保・維持することを施策に明記すること ・個別の改修事業が、本計画の「地域福祉の拠点を増やす」という施策と整合していることを町民に説明すること	C	松田町健康福祉センターの改修工事に伴い、地域福祉拠点の縮小が懸念されているとのことですが、健康福祉センターの機能は、生涯学習センターに移転されますので、福祉拠点の数は維持されます。また、地域福祉の拠点を増やすことにつきましては、地域集会施設等を活用し、福祉の相談等ができる拠点を今後、寄地区も含め地域福祉の拠点を増やすようにいたします。
5	基本計画	4-7水道事業 (P159)	●水道管・下水管の更新と耐震化は重要な項目です。最近、町内で漏水や断水が起きており生活に直結することなので不安を感じています。 つきましては、最優先で取り組む事業として位置付けてください。また、水道管・下水管の老朽化の状況をどのように把握しているのか、その把握状況と更新計画を計画に明記し、進捗を測る成果指標を設けてください。	B	水道管の現状把握や更新計画については「松田町水道ビジョン」(令和5年3月策定)において具体的に示しており、総合計画においては、関連する個別計画との整合性を図っています。下水道管は、次期料金改定を踏まえ、更新計画を策定中のため、そこでお示ししてまいります。今後は、当該計画に基づき進捗を管理してまいります。
6	基本計画	5-2商工業 (P169)	●松田町は「買い物難民」と言われる状況にあります。駅前に大きな商業施設をつくるのではなく、町内に小さな店舗のネットワークをつくり、歩いて買い物ができるようにすることが大切だと考えます。そのために、空き店舗の活用に対する町の支援を計画に明記してください。 あわせて、高齢者が休憩できるスペースや、町の講演会・イベントの後に気軽に立ち寄れるカフェなどがあると良いと思います。山北町には空き屋を活用した店がいくつもあり、参考になると思います。松田町でも検討してください。	B	空き店舗の活用については、【施策5-2商工業】の「空き店舗対策の支援」に基づき、平成３０年に「松田町店舗リノベーション支援補助金」を創設し商工会員の皆様に活用をしていただいています。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
7	基本計画	6-2公園 (P179,88)	●公園整備に加えて、河川や広場を活用した子どもの遊び場の確保も、施策に含めてください。松田町にはそうした場所が少なく、自然の中でのびのびと遊ぶ体験が少ない子どもたちが、体を動かして思いっきり遊べる場が必要です。	B	公園整備については、【施策6－2 公園】の「公園等の整備・維持管理」に基づき、利用者ニーズに応じた環境整備を図ってまいります。 河川内での遊び場の確保については、天候等により安全面の確保が難しいことなどから積極的な推奨はいたしかねますが、【施策1－5 スポーツ・レクリエーション】の「誰もが生涯主役となれる環境の充実」に基づき、環境確保を図ってまいります。
8	基本計画	7-2協働のまちづくり (P184,186)	「自治基本条例の３原則（情報共有、参加、協働・連携協）に基づき、町民・議会・行政の全ての主体が連携し合い、協働によるまちづくりを推進することが求められています。」 ●協働によるまちづくりは、とても大切なことだと思います。一方で、駅前開発、ボトルドウォーター、道の駅、健康福祉センターの大規模改修など、町の主要な事業が、関係機関や近隣住民の声を十分に聴いたうえで進められているのか、疑問を感じています。町民への周知も十分とは言えず、どのような事業が進められようとしているのかを知らない人が多いのが実状です。 自治基本条例の「情報共有」「参加」「協働・連携協力」の原則に基づき、次の点を施策に位置付けてください。 ・主要な事業について、計画の早い段階から町民に周知し、説明会など意見を聴く機会を設けること ・駅前開発について、最新の事業の試算を町民に公表すること ・情報提供の次期と方法（広報・ホームページなど）、および寄せられた意見をどう事業に反映したかの公表方法を示すこと 町民が安心して、この町に住んでよかったと思える施策を望みます。	B	協働によるまちづくりについては、【施策7-2協働のまちづくり】の「協働のまちづくりの推進」により、自治基本条例に基づくまちづくりの推進を図ってまいります。今後も、より多くの町民の方にご理解を得られる「協働によるまちづくり」を進めてまいります。
9	基本計画	2-2健康づくりと地域医療	松田町高濃度水素酸素吸入による未病改善プロジェクト推進について 現在、令和６年から実施されている「水素・酸素吸入事業」については、現在41名の会員を集め実施しています。「自分たちの健康は自分たちで守る」という意識を持って活動しています。 今後の活動の目標として、AI健康測定を利用した「健康のデジタル化（見える化）」を通して、高濃度水素酸素吸入を継続的に続ける事による未病改善を実感しながら、運動・食生活・呼吸法等も併用しながら「健康維持意識を高める」住民を一人でも多く参加してもらう事により、松田町が「未病のまちづくり」を行うことで、医療費が下がることに通じます。 ”見える化”を通じて、２年間の結果として、短期記憶力がアップし、ほぼ全員の方に良い兆候が表れています。	D	貴重なご意見をありがとうございます。 今後も、町民の皆様が主体的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、引き続きサポートしてまいります。
10	計画全体	（総合計画策定の趣旨） （7-5行政運営）	第6次総合計画の実施結果とそこから得られた教訓を体系的に示さず、第7次総合計画で次の施策を掲げる構成に異論があります。 第6次総合計画は2026年度末までの計画であり、現時点で全期間の事後評価を確定できないことは理解します。しかし、2019～2025年度の実績と2026年度の見込みに基づき、主要事業の目標、成果、費用、未達の原因、継続・見直し・廃止の判断を整理することは可能なはずです。今回の素案からは、前計画の検証結果を新計画の施策選択にどう反映させたかが体系的に読み取れません。 この問題は今回初めて指摘されるものではありません。町が2018年に公表した第6次総合計画素案へのパブリックコメント結果では、次のように回答しています。 ・意見32：施策の優先順位や年度別スケジュールの明示を求める意見に対し、戦略プロジェクトの位置づけや年度別スケジュール等をアクションプログラムで明示する予定と回答（区分A）。 ・意見39：過去の総合計画の実施状況の公表を求める意見に対し、「施策動向調査結果」を総合計画審議会に報告し、町民も閲覧できるようにしていると回答（区分B）。 ・意見42：事業の実施主体の明示を求める意見に対し、アクションプログラムで主体を明示し、成果指標とPDCAサイクルによって推進する予定と回答（区分A）。 これらは2018年時点で町自身が示した計画管理の考え方です。第6次計画において実際にどのような評価と見直しが行われたのか、その成果を第7次計画にどう引き継いだのかを具体的に示す必要があります。 主要施策について「当初の目標・事業主体・年度別の実績・公費投入額・成果指標・評価結果・継続／変更／廃止の理由」を一覧化して公表し、第7次総合計画の総論または施策7－5に、評価から導いた変更点と優先順位を明記してください。特に不調に終わった事業は、利用実績だけでなく需要予測、事業設計、意思決定と撤退判断の妥当性も検証対象とすることを求めます。 【参考資料】 ・松田町第7次総合計画素案 6～7、192～193ページ ・松田町「第6次総合計画 基本構想・基本計画素案に係る意見募集結果及び対応について」（2018年）7～9ページ、意見32・39・42 https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/7106.pdf 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	B	第７次総合計画の策定にあたり、第６次総合計画に掲載している取組について達成状況や課題を把握するために、各課に対して調書およびヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、第７次総合計画における取組を整理いたしました。 また、毎年度、総合計画審議会において、総合計画に位置付けられている取組について評価・検証を行い、その結果を公表しております。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
11	基本計画	4-4公共交通	「新たな交通サービスの導入に向けて、積極的に検討及び社会実験等を行っていきます」との記載には、過去の実証事業の評価を前提条件としていない点で反対します。 2023年10月に始まったAIオンデマンド交通「のるーと足柄」は、2026年3月31日で実証運行を終了しました。町の地域公共交通会議には利用状況や運行廃止に関する資料が提出されています。また、2026年6月の町議会では、当該事業の事実関係の調査と説明責任を求める請願、および調査特別委員会設置を求める請願が、ともに賛成全員で採択されています。 寄地区をはじめとする移動手段の確保は必要です。しかし、新規社会実験を拡大する前に、旧事業の需要予測と実績の差、行政負担を含む総費用、事業主体と責任分担、採算性、撤退判断、関係者に生じた問題を検証すべきです。 「新たな交通サービスの社会実験は、過去事業の検証結果を公開し、その教訓を事業計画に反映した上で実施する」との条件を施策4－4に追加し、事前の達成基準、定期評価、縮小・中止基準の明示を求めます。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/tiikikoukyukoutu/r7-05kotsukaigi.html ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/gikai/r0802teireikai.html 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	寄地区をはじめとする移動手段の確保は、施策4-4「公共交通」において、地域のニーズに合った持続可能な公共交通を実現するための方向性として位置付けます。 一方、過去事業の検証項目、達成基準、評価時期、縮小・中止基準等は、社会実験など個別事業の実施に関する事項であり、総合計画への記載は、適さないものと考えます。 これらは、地域公共交通計画、個別の事業計画等の参考意見といたします。
12	基本計画	4-4公共交通 7-5行政運営	新たな公共交通事業の実施主体について、財務・契約履行能力の確認と、問題が生じた場合の監督措置を総合計画に明記しないことに異論があります。 町が2026年10月20日に更新した公式案内によれば、夜間の交通空白時間帯を対象とする「ホームタウンやどりき」の実施主体は一般社団法人足柄オンデマンドです。この法人は、2026年3月に終了したAIオンデマンド交通にも関与していました。旧事業では運行委託先への未払いなどが町議会の質疑で取り上げられており、同じ法人が新事業を担うことについて、過去の問題への対応状況と履行能力を確認する必要があります。 特定法人を先入観によって排除すべきだという主張ではありません。しかし、町が公費や公的な車両を用いる事業の実施を認める以上、財務状況、未払債務への対応、運転者・安全管理体制、保険、運行継続能力の審査と監督は不可欠です。 施策4－4および7－5に、事業者選定時の審査基準、定期的な履行確認、問題発生時の是正・契約見直し・代替輸送の確保を共通原則として明記してください。あわせて今回の事業者選定でこれらをどう確認したか公表を求めます。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/1/r8hometownyadoriki.html ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/1/r8-02kotsukaigi.html ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/gikai/r0802teireikai.html 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	事業者の財務状況、契約履行能力、安全管理体制、保険及び運行継続能力の確認は、公共交通事業を実施する上で必要な事項です。 ただし、事業者の選定基準、履行確認、是正措置及び代替輸送の確保については、契約及び個別事業の実施に関する事項であり、総合計画への記載は、適さないものと考えます。 また、事業者選定等については、地域公共交通会議の資料をご確認ください。
13	基本計画	4-4公共交通	公共交通の成果指標を鉄道駅の利用者数、町内路線バスの利用者数、寄方面へのバス運行回数だけとすることに異論があります。 素案143ページでは、寄方面のバス運行回数は2025年の週76.5回に対して、2030年の目標も週76.5回です。便数の維持は必要な場合がありますが、それだけでは通院、買い物、帰宅などの必要な移動ができるか、利用困難な住民が減ったか、どの程度の公費が必要かは把握できません。駅利用者数には町の施策以外の要因も影響します。 住民便益と公費負担を直接測る成果指標を追加してください。 例えば、必要な移動を確保できている住民の割合、利用できない時間帯、地区別の利用状況、予約方式を採用する場合の予約成立率、1乗車当たりの行政負担額、年間の総支出・利用者負担額です。 基準値・目標値と算定方法を示し、便数や利用者数だけでなく、移動困難の改善・サービスの持続性・費用の3側面から評価する計画に修正することを求めます。 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	成果指標は、施策の達成状況を評価するための代表的な指標として設定しています。 公共交通については、運行回数や利用者数等を設定しました。その他の指標については、地域公共交通計画及び個別事業の進行管理において整理・検討します。
14	基本計画	7-6財政運営	施策7－6で財源確保の方法が示される一方、補助金の有無とは独立して事業の優先順位や費用対効果を判断する仕組みが示されていない点に異論があります。 素案34ページの町民アンケートでは、税収縮小への対策として「優先順位をつけて事業に取り組む」57.3%、「国・県などの補助金を活用する」45.2%、「効果が少ない事業は廃止する」42.1%となっています。補助金の活用だけでなく、事業の選択と見直しも町民から求められています。 補助金は初期の町負担を軽減しても、事業の必要性、補助終了後の運営・更新費、将来の債務、撤退費用まで消すものではありません。 施策7－6に、新規・継続事業の評価ルールとして、総事業費、一般財源・起債の負担、補助終了後の支出、定量的な政策効果、代替案、継続・縮小・中止条件の比較を明記してください。 重要事業の評価結果を定期的に公開することも求めます。 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	事業費、財源、政策効果、代替案及び将来負担を踏まえて事業を判断することは、持続可能な財政運営に必要であると考えます。 ただし、事業ごとの評価項目、継続・縮小・中止の条件及び公表方法は、個別事業の実施に関する事項であり、施策7-6では、将来を見据えた健全な財政運営及び財源確保の方向性を示しております。 また、毎年度、総合計画審議会において、総合計画に位置付けられている取組について評価・検証を行い、その結果を公表しております。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
15	基本計画	4-2水道事業 5-2商工業 7-6財政運営 (P157)	町の2026年度当初予算案には「ボトルドウォーター生産施設整備事業」として5億6,812万円が計上されています。しかし、第7次総合計画素案には、この事業の名称、投資規模、財政リスク、成果指標が明示されていません。この状態には異論があります。 本事業は町が所有・資金調達を担う施設整備であり、寄簡易水道事業の収入、産業振興、雇用、環境負荷、将来の施設維持負担に関係します。公募要領によれば、施設の運営期間は最長20年間と想定され、第7次計画の2027～2034年度にも直接影響します。 施策4－7、5－2、7－6の関連箇所に事業を明記し、事業目的、当初投資と財源構成、町の債務・維持管理負担、年度別の収支・雇用・販売数量の評価指標、未達時の対応方針を示してください。 個別予算や事業者公募資料への記載だけでは、総合計画上での優先順位や他施策との整合性を検証できません。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/18495.pdf ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/2/botorudo.html ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19297.pdf 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	A	ご指摘のとおり、事業名の明記がありませんでしたので、【施策4-7水道事業】に位置付ける方向性で調整します。 ボトルドウォーター生産施設整備運営事業は、寄簡易水道の水源を活用した地域資源の有効活用により、水道使用者の負担軽減を図り、産業振興及び地域活性化につながる取組として進めるものです。事業の実施に当たっては、施設整備費、財源、施設使用料、維持管理費等を踏まえ、適切な予算編成及び事業管理を行って参ります。 また、事業者との基本協定書において、施設の使用、維持管理及び事業運営に関する役割やリスク分担を定めています。今後も、契約内容に基づき、事業の進捗、収支状況及び事業継続性を確認しながら適切に対応して参ります。 ただし、事業の実施に関する事項については、総合計画への記載は、適さないものと考えます。
16	基本計画	4-7水道事業 5-2商工業	ボトルドウォーター事業の販売目標を、需要予測の根拠を明確にしないまま産業振興・水道収入の前提とすることに異論があります。 町の2026年6月公募要領では、2030年度までに飲料水400万本、炭酸水200万本、合計年間600万本の販売を目標としています。しかし、その積算基礎は飲料水「2,000本／時×8時間×250日」、炭酸水「1,000本／時×8時間×250日」で、設定稼働日数・時間における設備の定格生産能力から算出した値です。これは生産能力の説明であって、消費者や販売先による需要を証明するものではありません。 選定事業者の提案について、審査講評は事業の実現可能性を評価する上で詳細情報に読み取りにくい部分があったと記しています。一方で、既存の事業実績にも期待を示しており、需要が全くないと断定する根拠もありません。 販売契約・受注見込み、販路別数量、製造ロス、設備の停止・点検、初年度以降の稼働率、在庫・売れ残りの負担を示し、販売数量の目標と達成条件を総合計画上でも検証可能にしてください。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19297.pdf （印刷4ページ） ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19397.pdf （審査講評） 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	販売目標の設定に当たっては、市場性や需要、販路等について簡易な調査・確認を行っており、設備の生産能力だけを根拠としたものではありません。 一方、販売契約や販路別数量、販売実績及び稼働見込みについても、公募型プロポーザル方式の中で審査し、事業者を決定したところです。 ただし、事業の実施に関する事項については、総合計画への記載は、適さないものと考えます。
17	基本計画	4-7水道事業	寄簡易水道事業の料金・財政計画に、まだ安定した実績のないボトルドウォーター事業の収入見込みを織り込む一方、収入が未達となった場合の影響を明示していないことに異論があります。 2026年6月の町公募要領では、ボトルドウォーターの生産・販売計画を達成した場合、2028年までに年間最低1,500万円の水道使用料を見込むと記されています。しかし、2026年7月の町「水道料金改定住民説明会資料」10ページでは、水販売事業収益は2027年度500万円、2028年度1,000万円、2029年度1,500万円、2030年度1,500万円の見込みです。年間1,500万円への到達時期が公式資料によって異なる理由を説明してください。 同説明会資料では、35％の水道料金改定と水販売収入を織り込んでも、寄簡易水道事業の2026～2030年度の単年度現金収支の合計はマイナス2,966万円、2030年度末の内部留保資金残高はマイナス2,568万円と試算されています。町は当面の資金不足を借入れで賄う想定も示しています。 計画どおり・販売数量半減・販売ゼロの各場合について水道事業収支、借入額、料金再改定への影響を比較して公表し、施策4－7に水販売収入依存度と見直し条件を明記してください。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19297.pdf （印刷5ページ） ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/life/36216_117933_misc.pdf（印刷9～10ページ） ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/11/suidoukaitei.html 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	水販売事業収益は、公募型プロポーザル方式によって選定された事業からの提案であり、施設の稼働・販売体制の立上げを考慮して段階的に見込んでおり、令和10年度以降に年間1,500万円を見込む整理としています。 水道事業については、毎年度、水道事業会計の経営状況や、財政推計を検証してまいります。なお、水販売事業により経営に影響を及ぼす場合には、審議会を設置して状況を的確に捉えたうえで、必要な料金改定を含め適切に対応してまいります。 ただし、事業の実施に関する事項については、総合計画への記載は、適さないものと考えます。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
18	基本計画	7-6財政運営 4-7水道事業	町が公費で飲料水生産施設を整備・所有し、民間事業者に最長20年間使用させる方式について、事業全期間の町負担とリスク分担を総合計画で示していない点に異論があります。 公募要領では、施設整備業務の設定価格は最大5億5,000万円、施設使用料は年間1,500万円を20年間想定しています。単純な名目合計は3億円ですが、これだけでは採算を判断できません。国の交付金、水道使用料、町債の元利償還、固定資産に係る修繕更新費、事業者の未払い・撤退、施設が遊休化した場合の対処を含む収支とリスクの評価が必要です。 また、町有の新施設で製造する方式だけでなく、既存の民間工場を利用したOEM製造・民間企業が自費で整備する方式なども、費用と政策効果を比較すべきです（町の公募要領が認めるOEM製造と、町が新施設を持たない代替案とは区別する必要があります）。 施策7－6に事業期間全体の負担見通しと契約・事業者撤退リスクへの対応を明記し、代替案比較の結果を公表してください。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19297.pdf （印刷2・5・6ページ） ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/18495.pdf 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	本事業における町と事業者の役割及びリスク分担については、基本協定書に定めています。事業者による使用料等の未払いには履行保証措置を適用し、事業者都合による撤退・契約解除時には違約金の支払いと事業の引継ぎを求めるほか、運営上の事故、日常的な修繕及び需要変動等は原則として事業者が負担します。 また、町は事業者からの定期報告、モニタリング及び改善命令により、事業の継続・適正な運営を確認して参ります。 町有施設での製造と町外の工場利用によるOEM方式には、それぞれ費用や供給安定性、将来負担に違いがあり、OEM方式では、輸送・保管・配送費が発生するほか、工場の稼働状況や受託条件によって、生産数量・仕様・時期が制約される可能性がある一方、町有施設方式では、松田町の水を活用することにより、水道使用料収入の確保を通じて水道事業への貢献が期待できます。 ただし、事業の実施に関する事項については、総合計画への記載は、適さないものと考えます。
19	基本計画	4-2新松田駅・松田駅周辺の整備 7-6財政運営	新松田駅周辺整備事業の方向性を示す一方で、長期の町負担、他の事業との優先順位、費用が上振れした際の対応を総合計画に十分示していない点に異論があります。 町の2025年7月の説明会資料では、駅周辺整備事業全体について、総事業費約126.7億円、町負担約30.85億円という試算が示されています。これは市街地再開発ビル単体の額ではなく、駅前広場などを含む事業全体の当時の試算であり、確定額ではありません。町負担額の財源内訳として、積立金からの繰入約10.07億円、起債約20.78億円が示されています。 必要な駅周辺整備の是非と、その支出規模が持続可能かという検証は、別の問題です。 施策4－2と7－6に、工事費増大を想定したケース、町債の償還見通し、公益施設の運営・修繕費、他の公共施設更新との優先順位を示し、費用と効果を定期的に再評価する基準を記載してください。 【参考資料】 ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/17571.pdf （令和7年7月説明会資料、印刷39ページ） 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	D	新松田駅周辺整備事業に関する工事費増大を想定したケース、町債の償還見通し、公益施設の運営・修繕費、他の公共施設更新との優先順位等に関しては、当該事業における個別的な計画、財政推計、公共施設等総合管理計画等において検討を行います。
20	基本計画	4-7水道事業 (P155,158)	水道事業の主要な成果指標について、基準値も目標値も空欄のまま町民の意見を募集することに反対します。 素案155ページには、上水道・簡易水道の料金回収率、管路の耐震化（耐震適合）率について、2025年基準値・2030年目標値とも数値がなく、「数値確定後、反映します」と記載されています。水道料金の改定や施設更新を判断するうえで、これらの数値は政策の核心です。 現時点で数値が確定していない場合でも、現時点で把握している実績、推計方法、数値未確定の理由、確定予定時期を示すべきです。 各成果指標の基準値・目標値と算定根拠を公表し、達成のための具体策を記載してください。意見募集終了後に重要な数値を追加する場合は、その追加部分について町民が改めて意見を述べる機会を設けることを求めます。 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	A	料金回収率の適正化については、これまで、施設更新の将来負担を踏まえず、使用者の負担を減らすことに重点が置かれていましたが、公営企業の本来の趣旨に立ち返り、必要な経費を料金収入に求めていくこととしています。そのため、審議会や住民への説明、議会等で必要経費をお示しし、必要に応じて料金改定を提案してまいります。 管路の耐震化（耐震適合）率の向上については、令和８年度に料金改定を実施し、その際に管路更新（耐震化）の計画をお示ししているため、着実に実行してまいります。 また、基準値及び目標値につきましては、数値として反映させていただきました。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
21	基本計画	7-3情報発信 7-5行政運営	パブリックコメントで寄せられた論点ごとの判断理由と、計画を修正したかどうかを町民が検証できる仕組みを、第7次総合計画に明記していないことに異論があります。 町が意見の内容や対応区分を公表していない、と主張するものではありません。実際、2018年の第6次総合計画素案へのパブリックコメントでは45件の意見を個別に掲載し、A（計画に反映）17件、B（既に反映）8件、C（今後の参考）20件と整理しています。この点は評価できます。 一方、2018年の意見9～17や33～36など、公共交通、福祉、行政改革、税収確保といった内容の異なる複数の意見に対して、アクションプログラムで今後検討し参考とする旨のほぼ同一の回答が繰り返されています。また、意見39では、過去計画の施策動向調査結果を町民が閲覧できるようにしている一方、周知・公表方法は今後検討すると回答しています。こうした事例では、どの論点を実際に検討し、何を根拠に採否を判断したのか、回答からは十分に確認できません。 さらに2023年の第6次計画中間見直しのパブリックコメントでも、1人から寄せられた2件がいずれもCに分類され、同一の定型的な回答が示されました。 今回の第7次総合計画では、提出者の個人情報を除いた各意見の論点を忠実に示し、①反映・既に反映・未反映・継続検討などの対応区分、②判断した具体的な理由と根拠、③修正した場合の計画の該当箇所、④修正しない場合の理由、⑤別の計画等で検討する場合の担当・検討時期を、論点ごとに公表してください。 特に「アクションプログラムで検討する」という回答は、計画本文を既に修正したことと区別してください。意見募集の結果を総合計画審議会で確認し、町民が後日その処理結果を追跡できる運用方針を、施策7－3または7－5に明記することを求めます。 【参考資料】 ・松田町第7次総合計画素案 188～190、192～193ページ ・松田町「第6次総合計画 基本構想・基本計画素案に係る意見募集結果及び対応について」（2018年）1・3～4・7～9ページ、意見9～17・33～36・39 https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/7106.pdf ・松田町「第6次総合計画基本計画見直し及び後期まちづくりアクションプログラム策定（素案）に関するパブリックコメントの募集結果」（2023年） https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/sougouplan/pabukomechukan.html 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	B	パブリックコメントの結果については、意見の趣旨、町の考え方及び計画への反映状況が分かるよう整理して公表します。 なお、パブリックコメントについては「松田町パブリックコメント手続実施要綱」に基づき運用しています。
22	基本計画	4-6生活環境 6-1自然環境	ボトルドウォーター生産施設整備事業について、総合計画のごみ発生抑制・ゼロカーボン政策との整合性を具体的な数値で示さないまま推進することに異論があります。 素案152ページは容器包装プラスチック・ペットボトル等の発生抑制を掲げ、175ページは二酸化炭素排出量を2025年の53.0千t-CO_2から2030年の42.2千t-CO_2に削減する目標を掲げています。一方、公募要領は年間400万本のペットボトル充填飲料水および200万本の炭酸水の販売を目標としています。炭酸水の容器形態を含め、容器の製造・輸送・廃棄・再資源化の影響は十分に明示されていません。 公募要領に「環境負荷の低減に配慮した設計」との要求があることは承知しています。しかし、建物・設備の省エネに加え、販売する商品のライフサイクルで見た環境負荷も政策上の評価に必要です。ボトル製品の販売が直ちにゼロカーボン政策と矛盾すると断定するものではありません。 容器素材・重量・再生材使用率、製造電力、水の使用量、配送による温室効果ガス、回収・再資源化の仕組みを評価し、素案の廃棄物削減・CO_2削減目標との整合性および削減対策を総合計画に明記してください。 【参考資料】 ・松田町第7次総合計画素案152、175ページ ・https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19297.pdf （印刷3～4ページ） 以上、本件意見について計画への反映の有無とその具体的な判断理由を公表してください。	C	製品の容器仕様、製造・配送に伴う環境負荷及び回収・再資源化の具体的な方法は、個別事業の運営に関わる事項であるため、総合計画への数値の記載は行いません。事業の実施に当たっては、再資源化に配慮して取り組むよう、運営事業者に要請して参ります。 また、ボトルドウォーター生産施設には施設見学ができる区画を設ける予定であり、見学の中で、使用済みペットボトルの回収、分別及び再資源化の重要性について啓発することを運営事業者も理解しています。 町では事業者と連携し、ごみの３R運動を推進するため、継続的な意識の啓発を図って参ります。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
23	基本計画	7-6財政運営 (P195)	財政運営の成果指標について、目標値の意味と将来の財政負担を判断するための説明が不足している点に異論があります。 第一に、195ページでは「実質公債比率」の2025年基準値が6.6%、2030年目標値が11.7%とされています。地方債を活用した必要な投資に伴い比率が上昇する場合もあるため、数値の上昇だけをもって不適切と断定するものではありません。しかし、11.7%が将来の予測値なのか、財政運営上の管理上限なのか、それとも達成すべき目標なのかが明確ではありません。主要事業に伴う借入額、元利償還見込み、公営企業会計等に係る負担、地方交付税措置の想定、算定に用いた年度と前提条件を示し、この数値の位置づけを明確にしてください。また、計画期間中の年度別推計も示してください。 第二に、経常収支比率は2025年基準値86.4%に対し、2030年目標値が「全国類似団体平均値」とだけ記されています。比較対象となる類似団体の区分、用いる統計の年度、計画策定時点での比較数値、2030年時点の達成判定方法が不明です。比較対象の平均値は年度によって変動するため、町が目指す財政運営の水準を住民が判断できるよう、具体的な数値目標または明確な判定基準を示してください。 第三に、素案の指標名は「実質公債比率」となっていますが、財政健全化判断指標の正式名称は「実質公債費比率」です。誤記であれば訂正を求めます。 施策7－6では、町民の協働の取組として「財政状況への理解の深化」が掲げられています。町民に理解を求める以上、主要な財政指標の意味、算定根拠、将来負担との関係を分かる形で示す必要があります。上記の情報を計画本文または明示した関連資料に掲載し、成果指標の設定理由を具体的に説明するよう求めます。 以上、本件意見について、計画への反映の有無と、その具体的な判断理由を公表してください。	A	１点目について、実質公債費比率の2030年（目標値）は町が作成する財政推計における当該年度の見込値になります。詳細な前提条件などは町公式サイトに掲載している「財政推計」に示していますが、目標値の位置づけは、ご指摘のとおり明確ではないので、わかるように表現を改めます。（目標値の下に「財政推計見込値」と入れる） ２点目について、経常収支比率とは、通常の行政サービスを行うのに必要な費用（経常経費）を、町税などの一般的な財源（経常一般財源）でどれくらいまかなえているかを示す比率で、財政の柔軟性を示す指標となりますが、その目標値については、国が定める具体的な基準値がなく、また、年度ごとの社会情勢等（物価高騰・エネルギー価格の高騰など）によって増減するため、具体的な目標値を設定することが難しいので、全国類似団体（総務省が人口や産業構造等を基に全国地方自治体をグループ分けしたもの）平均値を目標値としています。 ３点目について、前段は、ご指摘のとおり誤りですので訂正いたします。後段は、財政状況等を町民の皆さまに説明する関連資料（町広報、町政懇話会資料など）においては、用語や指標の意味や算定方法などをわかりやすい形で作成していきます。
24	基本計画	2-2健康づくりと地域医療	食育関係事業、特定健康診査・保健指導等を現在、健康福祉センターで実施していると思いますが、同施設を温浴・宿泊等の滞在型拠点へと施設再生を検討中のようですが、前記事業に影響は出ないのでしょうか。	C	町生涯学習センターにて円滑に各事業を実施してまいります。
25	基本計画	4-2新松田駅・松田駅周辺の整備	新松田駅北口地区同周辺整備について、まず県道711号JRガード下の改良が必須と考えますが。	D	県道711号JRガード下の拡幅に関しては、【施策4-3骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路】へ記載しています。 本件は、令和８年３月に改定された県の「かながわのみちづくり計画」において新たに「狭隘箇所の改良」として令和12年度までに工事実施を目指す計画として位置付けられており、市街地再開発事業の進捗などを踏まえ、工事が実施可能な方法について、県と町と関係機関により検討を進めています。
26	基本構想	松田町が目指す将来像 (P50)	P50に、①若い世代が安心した子育てできること　②高齢者が子や孫たちと一緒に安心して暮らせること　③将来「ふるさとで暮らしたい」と思う子どもたちが増えることを目標に据えた「チルドレンファーストのまちづくり」に取り組んでいることが書かれています。 そして、将来像として掲げる「いのち…2.0」はサブタイトルである「笑顔あふれる”チルドレンファーストのまち”」となることで叶えられるまちの姿だと書かれてあります。それに即して各基本方針の２つめの柱に「チルドレンファースト」の視点が位置付けられています。「チルドレンファースト」を合言葉にまちづくりを進めることが誰にでもわかりやすく示されていると思います。 なお、その文脈から読み取れるのは、ここで使われている「チルドレンファースト」という言葉は方策・手段ということです。 本来は、P50の論に進む前に、「チルドレンファースト」という言葉に対する町としての定義を示されることが必要なのではないでしょうか。 通常町から「チルドレンファースト」と言われれば、「町は様々な施策を推進するとき、子どもたちの心身の健やかな成長を支える環境（人・こと・もの）を最優先に考えてくれるのだろう」とイメージします。しかしながら、定義が明確でないためか、その言葉を使う立場や人によって受け止めや解釈のずれが生じる場面が多々あり、首を傾けざるを得ない現状もあることを見聞きしています。 そうした行政と町民意識との「チルドレンファースト」という言葉から受け取るイメージ等によるずれを少しでも解消していくために、ぜひ町として考える「チルドレンファースト」という言葉自体の定義を、広く多くの町民の納得と共感が得られる町のぶれない「ひとづくり」「まちづくり」につながる理想と理念として示していただきたく存じます。	B	「チルドレンファースト」は、子どもから高齢者まで全ての世代が安心して暮らせるまちを目指す考え方として整理しております。 この趣旨が伝わるよう、51頁に「第２章　松田町が目指す将来像」の中に「笑顔あふれる“チルドレンファースト”のまち」にて整理させていただいております。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
27	基本構想	基本目標 (P48,184,186等)	P55の、基本目標の第１の柱に「教育・文化」を、第２の柱に「健康・福祉」を掲げていただきました。それは松田町が「教育と文化」「健康と福祉」を最重要視していることの表れであり、大変安心し、またありがたく思います。町民が、自分の町は「教育・文化と健康・福祉を大事にしている」と実感できることは、町に寄せる誇りと信頼に大きくつながります。 ぜひ、こうしたことに関わる重要施策を策定されるときや大きな方向転換を計画されるときなどは、町民に対して具体的に丁寧な説明をされることと、早め早めの情報提供や周知、そして、町民の願いや思い等の声をしっかりと聞き吸い上げていただくことをお願いいたします。 また、オンデマンドバスの失敗や道の駅の現状から学び、今後大きな事業を構想される際は、計画・見通し、実施の各段階で課題を早め早めに把握し、次世代に負担を強いないような修正や見直し、中止や撤退等適切・適正、果断に行っていただくよう切に願っております。	B	重要施策や大規模事業について、早い段階から町民に情報を提供し、丁寧な説明と意見聴取を行うことは、町民の理解と協力を得ながらまちづくりを進める上で大切なことと認識しています。 総合計画では、情報共有、町民参加及び協働・連携協力を進める基本的な方向性を示しています。 今後も、町民の皆様からいただいたご意見を大切にし、必要に応じて事業内容の見直しを行いながら、よりよいまちづくりを目指してまいります。
28	基本計画	1-1学校教育と幼児教育	成果指標の「授業において、タブレットを使うことで自分の考えや意見を友達や先生に分かりやすく伝えることができたと答えた児童・生徒の割合」を21％から2030年には50%の目標値に設定されていますが、ここで示されている使い方はあくまでもノートと同じ文房具の一つとしてのものです。 なぜ自分の考えや意見を伝えるために使う道具の使用率を「質の高い深い学びで次代の担い手と文化を育むまち」の目標値に設定されるのでしょうか。 ここで本質的に問われるべき事柄は、道具を使っての表現方法の問題でなく、子どもたちに「自分の考えや意見を友達や先生に分かりやすく伝える力」をさまざまな手段・方法で育成することだと思います。ICT教育を推進している町の取組から全国学状の質問項目を使っての設定だと推測いたしますが、教育で培う力の目的と手段が入れ替わり、ここではタブレットを使うことが目的になっているように思います。 １項目前に「ＩＣＴ環境を活用した授業の割合」もＩＣＴ関係項目としてありますので、この項目を町としての成果指標に示す必要があるかどうかもぜひ再検討していただけますと幸いです。 なお、どうしてもこの項目を示す必要がある歳は、目標値は50％と2025年度基準の倍以上にすることは、本当にそれが適正かどうかを十分ご検討くださるようお願いします。 発達段階もありますが、松田町の子どもたちには、鉛筆やペンを使って手を動かして具体的な文字を書き、自分の考えや意見を表現させる経験を重ねるという基本を大事にして、書く力を育てていければ大変ありがたく存じます。	C	ICTやタブレット端末を活用することによる効果を測るため、実施状況を測る「ICT環境を活用した授業の割合」とあわせて指標として設定しました。子どもたちへのアンケートの設問として「授業において、タブレットを使うことで～」という文言を使用するため、その表現をそのまま指標としています。 「書く力」については、筆圧が下がってきているなど、学校の現場においても課題感を持って対応しています。国語の授業だけでなく、各授業において、「書く」ことを意識して授業を行っているところです。一方で、GIGAスクール構想のもとICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進していくことが国からも求められており、両者を着実に推進していくことが大切であると認識をしているところです。 ご意見は、学校にも共有し、今後の参考とさせていただきます。
29	基本計画	1-1学校教育と幼児教育	取組方向性の１つめの■に今回新たに「…一貫教育カリキュラム」が打ち出されています。スタートが大事になりますので、成果指標にこの内容に係る項目を示したらいかがでしょうか。町民にも新しい町の取組の意図が伝わると思います。	C	幼小中一貫教育カリキュラムに係る事業の進捗については、【施策1-1学校教育と幼児教育】の「子どもの未来を見据えた先進的な教育の推進」に基づき保育園、幼稚園、小・中学校の一貫教育の推進を管理し、着実に取組んでまいります。
30	基本計画	1-1学校教育と幼児教育 (P70,72)	P70　01 子どもの未来を見据えた先進的な教育の推進　の１つめの■ですが、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」によって、３つの園が小学校就学時の具体的な姿「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿）」を共有した幼児教育機関となっています。そのことを踏まえ、ここに示された「幼小中一貫教育カリキュラム」は、令和 8 年度から公立認定こども園が設置されるので、「幼こ小中一貫教育カリキュラム」または、私立でも町内に保育園があるので「幼保こ小中一貫教育カリキュラム」にはならないのでしょうか。 P70 01 子どもの未来を見据えた先進的な教育の推進 の５つめの■「幼稚園・保育園・小・中学校への ALT 配置などにより・・・」は、上記と同じ理由で、「幼稚園・保育園・こども園・小・中学校への…」になるのではないでしょうか。 P70 主な事業の「（１）保育園、幼稚園、小・中学校の一貫教育の推進」も上記と同じ理由で、「（１）保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の一貫教育の推進」になるのではないでしょうか。 P72 04 幼児教育の推進 主な事業の（3）「幼保連携の推進」は、次年度から松田幼稚園が認定こども園に変わるので、連携推進は「幼保この連携」、または、「幼保こども園の連携」にしなくてもよいのでしょうか。	A	ご指摘のとおり、該当箇所について計画に反映してまいります。
31	基本計画	1-1学校教育と幼児教育 (P71)	P71 02 地域と学校の連携による教育環境の充実の４つめの■に「探求的な学び」とありますが、学習指導要領で示されている内容を指すならば、「探究的な学び」ではないでしょうか。 P71 03 教育環境の整備 主な事業の（4）「寄小学校内運動場」は「寄小学校屋内運動場」ではないでしょうか。	A	ご指摘のとおり、修正いたします。
32	基本計画	1-2青少年健全育成 (P74,76)	P74 現状と課題 の３つめの■の読点の位置がずれていると思います。「…講演会について 、…」は、「…講演会について、…」、７つめの■「子ども達の」は、同分野の他ページや（１）学校教育と幼児教育のページの表現にそろえ、「子どもたちの」にしたほうがよろしいかと思います。 P76 02 青少年育成活動の場の充実 の１つめの■2 行目「子どもたちの安全な 活動拠…」は、「子どもたちの安全な活動拠点…」。（「な」と「活」の間に半角スペースが空いています。）	A	ご指摘のとおり、修正いたします。

【区分】A：計画に意見を反映　B：すでに反映　C：今後参考　D：その他

No.	分類		提出意見	区分	町の考え方
33	基本計画	1-2青少年健全育成	成果指標の「寺子屋まつだの登録者数」の目標値が基準値の 124 人から 150人に設定されています。そうなってほしいと思いますが、少子化がさらに進むことが想定されています。また、少子化の中で民間のスポーツクラブ等に所属して土日活動しているの子どもも多くいる現状があります。そういった要因を考慮すると、登録者数の20%増は果たして適切な目標値であるかどうか、再検討されたらいかがでしょうか。むしろ現状維持が実質的なアップと考えられるかもしれません。	C	当町の独自的事業である「寺子屋」への注目度は高く、子ども達の将来を想像したなかで事業内容を精査し進めてまいりました。通年での活動のほか夏休みの活動、中学生の夜間対応を踏まえた目標値としています。いただきました御意見は今後の参考とさせていただきます。
34	基本計画	1-5スポーツ・レクリエーション (P86)	P86 の現状と課題４つめの■の２行目「体を動 かしたい」は「動」と「か」の間の半角スペースを詰め、「体を動かしたい」ではないでしょうか。	A	ご指摘の箇所については、修正いたします。
35	基本計画	1-5スポーツ・レクリエーション	成果指標の目標値の設定、どの項目も高めに設定されていると感じます。松田町は人口が１万人を切り、少子高齢化も進んでいます。その現状から５年後を想定したとき、達成はどれも難しいように思えます。いろいろな取組をされることは大変ありがたいのですが、数字は小さくとも達成できたという成果が得られることが大事だと考えます。	C	各種事業について、町民相互の交流とともに一部の事業では町外からの参加者を踏まえた目標値としています。いただきました御意見を受け止め参考とさせていただきます。
36	基本計画	全体	目標値の設定については、総合計画の各分野全体的に高めに設定されているように見えます。無理な設定は、計画を進めていくうちにしばりとなったりそれにとらわれてしまったりして本来の目的を見失い、柔軟な発想や修正を妨げることも懸念されるところです。 ここに示された目標値は、現状把握と分析から導き出されたものだと思いますが、ぜひ、素案の段階から次の段階にいくときには、必要に応じて無理のない達成可能な目標値に見直していただければと思います。どうぞ、ご検討をよろしくお願いいたします。	C	目標値は、施策の進捗及び成果を把握するために設定するものであり、具体的な取組を固定するものではありません。社会情勢や町民ニーズ、施策の進捗状況などの変化を踏まえながら、必要に応じて事業内容を見直し、柔軟に対応します。